

令和2年8月26日

大阪狭山市長 古川 照人 様

大阪狭山市市民公益活動促進委員会
委員長 溝手 真理

諮問事項である「市民公益活動における促進諸施策のあり方」について（意見）

平成30年（2018年）8月27日に市長より委嘱を受けた市民公益活動促進委員（以下、「委員」という。）は、市民公益活動における促進諸施策のあり方のうち、(1)市民公益活動促進補助金制度のあり方、及び(2)テーマ型補助金制度の活用方法について諮問を受けました。

同諮問事項に関し、委員で構成する大阪狭山市市民公益活動促進委員会（以下、「委員会」という。）は、10回の委員会を開催し、審議を行いました。その審議結果等について下記のとおり意見を提出いたします。

なお、今期（第9期）の委員の任期は、令和2年8月26日付けで満了となることから、当意見書を参考に、次期（第10期）委員会においても、市民公益活動によるまちづくりを推進するべく、引き続き検討を重ねていただくよう希望いたします。

記

(1) 市民公益活動促進補助金制度のあり方について

①平成16年度の市民公益活動促進補助金制度の創設後、平成20年度に第3期委員会が提言した補助金制度の改正についての意見書をはじめ、制度の見直しを求める意見は各期委員会から提出されてきました。今期委員会においても、前期（第8期）からの継続審議事項を踏まえ、制度の見直しの審議を重ねてきました。特に、本補助金制度を利用する団体等が年々減少傾向にあることから、本補助金制度が団体の補助金に対するニーズに合致しているのかどうかを検討しました。

検討に必要なデータを収集するために、過去に本補助金を受給した団体に対してアンケートを実施し、各団体の現状と本補助金制度を活用しなくなった理由について調査しました。その結果、現在も活動を継続している団体は17団体あり、それらの団体から得られた回答のうち、本補助金を活用しなくなった理由として最も多かった回答は、「手続きが煩雑」でした。そこで、申請を少しでも簡易なものとする

るために、中間意見書を取りまとめ、要綱の改正を要望する等、一定の改善を図りました。

上記の補助金制度の見直しに関する主な改善内容は次のとおりです。

《申請書類の簡素化》

本補助金制度は申請プロセスを通じて団体の事務能力を向上させることも目標としていることから、大幅な簡素化には着手せず、現行の申請様式の精査を行いました。具体的な改正内容としては、申請書と事業計画書における重複項目の整理や、以前より申請者から複雑との声が多かった収支予算書・決算書の簡素化等です。

《運用上の見直し》

補助対象とする経費について、食育等を目的とした公益的な催しであり、参加者に提供される場合に限り、需用費として「飲料水等の食品・食材」を追加しました。また、申請団体の構成員に対する謝金等に関する補助対象上限額を見直しました。

また、今期においては、「サンセット方式の是非（制限を無くした場合の支援の方法）」も検討課題とし、一概に補助を打ち切るのではなく、例えば公益度合や市への貢献度等の条件をつけて支援を継続する方策を検討する余地がないものかどうか等について審議を行いました。サンセット方式により団体の自立化促進について一定の効果が期待される点は重視すべきであること、さらに現補助金制度の施行以降、5年間の補助を上限まで受給した団体は少なく、補助年限の延長による効果は現時点においては見込めないと判断し、特に変更はしないことといたしました。

②前期（第8期）からの継続審議事項である、「複数年度事業の申請事務の簡素化」、「最低評価点数の導入」、「収支予算と収支決算との乖離への対応」、「費用対効果に応じた補助対象科目別上限額の設定」については、該当するケースが出てきた場合に適宜検討することとしましたが、第9期においては対象となる事業が無かったため、第10期において引き続き検討していただくよう要望いたします。

(2) テーマ型補助金制度の活用団体の増加方策について

第9期委員会に市長より新たに諮問された「自立促進部門テーマ型」の活用団体の増

加方策については、検討を重ねたものの具体的な改善策を提示するには至りませんでした。

しかしながら改善の兆しが多少なりとも見られます。今期においては、敢えて前年度と同テーマを提供した結果、「自立促進部門テーマ型」の申請や相談数が若干ながら増加しました。特に既存の事業から派生させ、新たにテーマ型に取り組む団体が見受けられました。本制度については認知度を上げることによって申請数が伸びる余地があると考えられますので、市民活動支援センターとも連携し、既存の活動団体のみならず、新しく誕生する可能性のある市民団体に対して一層の広報活動を行い、活用が促進されるよう工夫することを要望いたします。

(3) 補助金募集業務の一部を市民活動支援センターに移管することについて

第9期委員会で新たに検討を始めたものとして、「入門部門」に限り募集事務を市民活動支援センターに移管することで、相談業務から補助金の交付まで一貫して行うことができ、新たに活動を始めたい市民や団体にとってはより活用しやすい制度になると考えます。

また、同「入門部門」については、通年の募集を行うことが望ましいと考えます。従来の制度では募集期間を設けて年に一回の募集を行ってききましたが、これでは市民活動開始への機運が高まったときに即座に対応できず、機を逃してしまう可能性がありますので、より柔軟な対応が可能になるよう制度の変更を検討されることを要望いたします。

以上